

わがまち歴史散歩

近世村の成立

○太閤検地と
残された記録

戦国時代の末期、豊臣氏が支配した地域を検地していったことは学校で学びます。

この太閤検地は、全国的かつ統一的な土地の調査であり、それによって、対象とされた地域の石高が確定され、大名の統制から村の支配まで、その基礎とされました。摂津国では文禄3年(1594)の秋、本格的に実施されたことが分かっています(『新修池田市史』第2巻)。

ただし、現在、池田市域については文禄の検地帳自体は残っていません。江戸時代後期の文化元年(1804)東西畑村庄屋奥左衛門によって書き写された「畑村古検地帳写」と、文禄3年名請人ごとに土地をまとめて記録した「神田村東田之帳」から推測できるぐらいです。ほかには延宝7年(1679)の「池田庄検地帳」における「古検」の文字記載が手がかりを与えてくれます。

○近世村を生み出す
きっかけ

検地は近世村を生み出すきっかけ

かけとなりました。『新修池田市史』第2巻では「太閤検地では、田畑家屋敷だけでなく山野の把握も行い、そこから小物成を上納させ」(11頁)、また「これらの数字が、太閤検地が確定した畑村の面積と村高となる」と記しています(13頁)。つまり「村域と村境を明確にした。これを村切りといふ」(同上)と書かれているとおりです。

ところで、この評価はちょっと言い過ぎです。上記の史料を丹念に読めば、太閤検地では山野の検地は行っておらず、従って村の境界を定めたものもなっていない。それは江戸時代に入ってからのことです。

○戦国期の村から
近世村へ

村そのものの歴史的成立ははっきりとはしませんが、戦国時代までには莊園の中から成長し、共同体としてのまとまりを持ってきていたことは確実なようです。畑村についても、元は泰野村といひ、正中2年(1325)ごろにはすでに存在したと言われています(「当村形起帳」氏神天神宮定書)。



八坂神社(神田4丁目)

莊園制の下で成長していた村は、どうも近世村よりも広域的なつながりだったようです。たとえば、江戸時代になって書かれた神田村の記録によれば、戦国期には北神田・上島・脇塚・中之島・川原島・宮之原・菅井の7集落が存在し、相互につながっていました。太閤検地においては、これら集落を独立させることはなく、一つにまとめました。しかし、先に書いておいたように、神田村では東と西に分けた帳面も作っています。多分、箕面川と猪名川という水利系統の違いに関わっていたのでしょう(『新修池田市史』第2巻17、18頁)。

近世の村共同体は、このように、実体としてその関係が複雑だったのですが、政権によってその区域が認定され、そこに毎年の年貢など、諸役が掛けられていくことになったのです。近世村の成立には太閤検地だけでなく、その後少なくとも何十年かの経過があり、その間、一つ一つの集落の意思も関係していたことがうかがわれます。

○近世村の成立に
もっと注意を

近世の村も、水利や治水に関する規制、山野の利用規制など、共同体としての存在を維持しています。しかし、それは、戦国期の村とはどのようにつながり、あるいは断絶があったのでしょうか。

昭和も平成も過ぎ去り、多くの市民にとって村という存在に対する認識は日々薄れているようです。しかし、村は歴史的には大変大事な存在でした。改めてその形成の姿を振り返っておきたいものです。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674